

「G20諸国の貿易措置に関するWTO報告書（第13版）」

（概要）

平成27年6月15日

経済局国際貿易課

6月15日、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第13版）」（注）を公表したところ、ポイント次のとおり。

- 対象期間にG20諸国が導入した貿易制限措置は、前回調査時より微減（前回月平均18.6件→17件）WTOを中心とする多角的貿易体制が保護主義を有効に抑止している。
- 一方、貿易自由化措置は112件導入され、対象となる製品の輸入額は同期間に導入された貿易制限措置とほぼ同等レベル。
- G20諸国は更なる多角的貿易自由化の促進、貿易制限措置抑止のため、引き続きリーダーシップを発揮すべき。

（注）「G20諸国の貿易措置に関する報告書」

- （1）2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTOが作成している。今回の報告書は、2014年10月中旬から2015年5月中旬までの約7か月間に導入された措置を対象とする第13版。
- （2）本報告書が対象とする措置は、G20各国の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。なお、我が国の措置としてアルコール製造用の糖みつの関税の一時廃止につき報告されている。

報告書の概要

- （1）2008年のリーマン・ショック以降G20諸国が導入した貿易制限措置（ダンピング防止措置、相殺措置、セーフガード措置等）のうち、現在も維持されている措置は、前回962件に比して1,031件に増加しているが（前回比7%増）、調査期間における新規導入措置数（119件）は、月平均にして前回と比べ微減（月平均17件）。保護主義を抑止するというG20のコミットメント実行には未だ遠い結果となっている。
- （2）一方、貿易自由化措置は同期間に112件導入され、当該措置は1,376億米ドルの輸入を対象としている。（新たな貿易制限措置が対象とする1,351億米ドルとほぼ同等レベル）
- （3）過去の経済危機の際の対応に比較すれば貿易制限措置の導入の勢いは弱まっており、WTOを中心とする多角的貿易体制が保護主義の防波堤として有効に機能していることを証明していると言える。
- （4）世界貿易の成長率（WTOが2015年4月14日発表）は、2014年は2.8%であったのに対し、2015年は3.3%、2016年は4.0%へと増加する見通しではあるが、1990年からの平均（5.1%）と比し、未だ及ばない状況。